

「浜松市における配水管工に関する要綱」改正概要

(旧：令和5年4月1日版)	(新：令和6年4月1日版)	備考
<p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 配水管工 浜松市上下水道部が所管する配水管工有資格者名簿に登録された者をいう。</p> <p>(2) 受注者 浜松市から配水管工事等を受注した者をいう。</p> <p>(3) 管理者 浜松市水道事業及び下水道事業管理者をいう。</p> <p>(4) 技術管理者 浜松市に設置された水道法（昭和32年法律第177号）第19条に規定する水道技術管理者をいう。</p> <p>(5) 技術管理補助者 「浜松市上下水道部水道技術管理者の職務等に関する規程」に規定する水道技術管理補助者をいう。</p> <p>(6) 給興財団 公益財団法人給水工事技術振興財団をいう。</p> <p>(7) 配水管工補助員 受注者から技能者等届（配水管工補助員）として提出された者をいう。</p> <p>(8) 促進法 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）をいう。</p> <p>(9) 日水協 公益社団法人日本水道協会をいう。</p> <p>(10) 給水管工 「浜松市における給水管工に関する要綱」（平成17年7月1日施工、令和5年3月31日廃止）で規定されており、浜松市上下水道部が所管する給水管工名簿に登録された者をいう。口径50ミリメートル以下の配水管および給水管工事を行うことができる。</p> <p>(11) 登録証 浜松市における配水管工登録証をいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 配水管工 浜松市上下水道部が所管する配水管工有資格者名簿に登録された者をいう。</p> <p>(2) 受注者 浜松市から配水管工事等を受注した者をいう。</p> <p>(3) 管理者 浜松市水道事業及び下水道事業管理者をいう。</p> <p>(4) 技術管理者 浜松市に設置された水道法（昭和32年法律第177号）第19条に規定する水道技術管理者をいう。</p> <p>(5) 技術管理補助者 「浜松市上下水道部水道技術管理者の職務等に関する規程」に規定する水道技術管理補助者をいう。</p> <p>(6) 給興財団 公益財団法人給水工事技術振興財団をいう。</p> <p align="center">(削除)</p> <p>(7) 促進法 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）をいう。</p> <p>(8) 日水協 公益社団法人日本水道協会をいう。</p> <p>(9) 給水管工 「浜松市における給水管工に関する要綱」（平成17年7月1日施工、令和5年3月31日廃止）で規定されており、浜松市上下水道部が所管する給水管工名簿に登録された者をいう。口径50ミリメートル以下の配水管および給水管工事を行うことができる。</p> <p>(10) 登録証 浜松市における配水管工登録証をいう。</p>	
<p>(接合工事等の施工)</p> <p>第3条 受注者が接合工事等を施工する場合は、次の各号に定める場合を除き、配水管工を当該工事に従事させるものとする。</p> <p>(1) 鋼管類の接合工事</p> <p>(2) 特殊可とう管類の接合工事</p> <p>(3) トンネル工法（シールド工法）による工事</p> <p>(4) 配水管更生工事、大規模工事及び構造物に付帯するメーカーの責任施工による特殊工事</p> <p>2 受注者は、接合工事等を施工する場合は、あらかじめ配水管工届（浜松市水道工事共通仕様書 様式2-1）を管理者に提出しなければならない。また、届け出る配水管工が登録証を所有する場合は、その写しを添付しなければならない。</p> <p>3 受注者は、(追記) 登録証の項目に該当する管種及び口径の配管接合工事に限り、配水</p>	<p>(接合工事等の施工)</p> <p>第3条 受注者が接合工事等を施工する場合は、次の各号に定める場合を除き、配水管工を当該工事に従事させるものとする。</p> <p>(1) 鋼管類の接合工事</p> <p>(2) 特殊可とう管類の接合工事</p> <p>(3) トンネル工法（シールド工法）による工事</p> <p>(4) 配水管更生工事、大規模工事及び構造物に付帯するメーカーの責任施工による特殊工事</p> <p>2 受注者は、接合工事等を施工する場合は、あらかじめ配水管工届（浜松市水道工事共通仕様書 様式2-1）を総括監督員に提出しなければならない。また、届け出る配水管工が登録証を所有する場合は、その写しを添付しなければならない。</p> <p>3 受注者は、浜松市上下水道部が所管する配水管工有資格者名簿、若しくは登録証の項目</p>	

<p>管工を従事させることができる。</p> <p style="text-align: right;">(追記)</p> <p>4 受注者は、当該接合工事等に従事する配水管工が第10条第1項第1号に掲げる事項に該当するときは、速やかに、管理者に取消要件該当報告書(様式1号)を提出しなければならない。</p>	<p>に該当する管種及び口径の配管接合工事に限り、配水管工を従事させることができる。なお、該当項目に差異がある場合は配水管工有資格者名簿の項目を優先とする。</p> <p>4 受注者は、当該接合工事等に従事する配水管工が第10条第1項第1号に掲げる事項に該当するときは、速やかに、管理者に取消要件該当報告書(様式1号)を提出しなければならない。</p>	
<p>(認定 (追記))</p> <p>第5条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する者であって、接合工事等を適正に施工する能力を有すると認める者を配水管工として認定する。</p> <p>(1) 給興財団認定の給水装置工事配管技能者</p> <p>(2) 促進法第16条に規定する公共職業訓練配管科の課程を修了した者</p> <p>(3) 促進法第24条第1項に規定する都道府県知事の認定を受けた職業訓練配管科の課程を修了した者</p> <p>(4) 促進法第44条に規定する技能検定に配管の職種で合格した者(配管技能士)</p> <p>(5) 給水管工</p> <p>(6) 給興財団認定の給水装置工事主任技術者</p> <p>(7) 日水協認定の耐震継手配水管技能者</p> <p>2 前項(追記)の「接合工事等を適正に施工する能力を有すると認める者」とは、次の(追記)要件(前項第1号及び第5号に該当する者であっては、第1号の要件を免除する。前項第7号に該当する者であっては第2号の要件を免除する。)を満たす者をいう。</p> <p>(1) 分水栓穿孔技術を有していること。</p> <p>(2) 配水管工事に必要な接合技術を有していること。または、配水管工補助員として接合工事等に30日以上かつ2件以上従事した経験を有していること。</p> <p>(3) 第10条第1項第2号及び第3号の規定により認定を取り消された者にあつては、その取消の日から2年経過していること。</p> <p style="text-align: center;">(追記)</p> <p>3 管理者は、第1項の規定による認定をしようとするときは、提出された資料により審査する。</p> <p>4 管理者は、第1項の規定により配水管工の認定をしたときは、当該者の氏名、住所、認定年月日、連絡先及び勤務先を配水管工有資格者名簿へ登録する。</p>	<p>(認定要件)</p> <p>第5条 管理者は、次に掲げる全ての要件を満たす者を配水管工として認定する。</p> <p>(1) 日水協認定の耐震継手配水管技能者</p> <p>(2) 分水栓穿孔工事等を適正に施工する能力を有すると認める者</p> <p>(3) 第10条第1項第2号及び第3号の規定により認定を取り消された者にあつては、その取消の日から2年経過していること。</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>2 前項第2号の「分水栓穿孔工事等を適正に施工する能力を有すると認める者」とは、次のいずれかの要件(第3号及び第4号に該当するものにあつては浜松市上下水道部が主催する技術講習会(給水管・分水栓)の受講証の写しを要する)を満たす者をいう。</p> <p>(1) 給興財団認定の給水装置工事配管技能者</p> <p>(2) 給水管工</p> <p>(3) 促進法第44条に規定する技能検定に配管の職種で合格した者(配管技能士)</p> <p>(4) 給興財団認定の給水装置工事主任技術者</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p>	

<p>(認定の申請及び交付等)</p> <p>第6条 配水管工の認定を受けようとする者は、配水管工認定申請書(様式2号)に、別表(追記)に定める書類その他管理者が必要と認める書類を添えて、管理者に提出しなければならない。</p> <p>2 管理者は、前項の規定による申請があったときは、前条第1項から第3項までの規定によりこれを審査し、その結果を申請者に配水管工認定審査結果通知書(様式3号)により通知する。この場合において、配水管工の認定をするときは、(追記)配水管工認定書(様式4号)及び登録証(様式9号)を交付する。</p> <p>3 第1項の配水管工認定申請書の受付は、随時行うものとする。</p>	<p>(認定の申請及び交付等)</p> <p>第6条 配水管工の認定を受けようとする者は、配水管工認定申請書(様式2号)に、別表(配水管工申請時に必要な書類一覧)に定める書類その他管理者が必要と認める書類を添えて、管理者に申請しなければならない。</p> <p>2 管理者は、前項の規定による申請があったときは、第4条の規定による審査結果を申請者に配水管工認定審査結果通知書(様式3号)により通知する。この場合において配水管工の認定をするときは、当該者の氏名、住所、認定年月日、連絡先及び勤務先等を配水管工有資格者名簿へ登録し、配水管工認定書(様式4号)及び登録証(様式9号)を交付する。</p> <p>3 第1項の配水管工認定申請書の受付は、随時行うものとする。</p>	
<p>(技術講習会の受講)</p> <p>第7条 配水管工は、浜松市上下水道部が承認した技術講習会の受講に努めなければならない。</p> <p>2 配水管工は、5年毎を目安に浜松市上下水道部が主催する技術講習会を受講すること。</p>	<p>(技術講習会の受講)</p> <p>第7条 配水管工は、浜松市上下水道部が承認した技術講習会の受講に努めなければならない。</p> <p>2 配水管工は、5年毎を目安に浜松市上下水道部が主催する技術講習会を受講しなければならない。</p>	
<p>(更新制度)</p> <p>第8条 配水管工は、5年毎を目安に登録内容の更新手続きを行うこと。</p> <p>2 配水管工は、配水管工更新通知書(様式7号)を受領した場合、配水管工更新申請書(様式8号)を提出しなければならない。提出期間は第7条に規定する技術講習会受講後10日以内とする。</p> <p>3 管理者は、前項の規定による更新の申請があった場合は、提出された資料及び第7条第2項の技術講習会受講を確認し、配水管工有資格者名簿へ登録する。また、更新内容等を附して登録証を交付する。</p>	<p>(更新制度)</p> <p>第8条 配水管工は、5年毎を目安に登録内容の更新手続きを行わなければならない。</p> <p>2 配水管工は、配水管工更新通知書(様式7号)を受領した場合、配水管工更新申請書(様式8号)を提出しなければならない。提出期間は第7条に規定する技術講習会受講後10日以内とする。</p> <p>3 管理者は、前項の規定による更新の申請があった場合は、第4条の規定による審査後、更新内容を配水管工有資格者名簿へ登録し、登録証を交付する。</p>	
<p>(住所等の変更届出)</p> <p>第9条 配水管工は、氏名、住所、連絡先又は勤務先(追記)が変更したときは、管理者に変更届出書(様式5号)を提出しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">(追記)</p>	<p>(削除) 変更届出)</p> <p>第9条 配水管工は、氏名、住所、連絡先、勤務先、従事可能な管種が変更したときは、管理者に変更届出書(様式5号)を提出しなければならない。</p> <p>2 管理者は、前項の規定による変更の申請があった場合は、申請内容を配水管工有資格者名簿へ登録し、登録証を交付する。</p> <p>3 第1項の変更届出の受付は、随時行うものとする。</p>	
<p>(認定の取消し等)</p> <p>第10条 管理者は、配水管工が次の各号のいずれかに該当したときは、(追記)その認定を取り消すことができる。この場合において、管理者は配水管工認定取消通知書(様式6号)により通知し、配水管工有資格者名簿に取消内容の記載を行う。配水管工認定取消通知書を受けた配水管工は登録証を返納しなければならない。</p> <p>(1) 死亡し、又はその職に堪えなくなったとき。</p> <p>(2) 施工する配水管工事等において、水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれ</p>	<p>(認定の取消し等)</p> <p>第10条 管理者は、配水管工が次の各号のいずれかに該当したときは、第4条の規定による審査後、その認定を取り消すことができる。この場合において、管理者は配水管工認定取消通知書(様式6号)により通知し、配水管工有資格者名簿に取消内容の記載を行う。配水管工認定取消通知書を受けた配水管工は登録証を返納しなければならない。</p> <p>(1) 死亡し、又はその職に堪えなくなったとき。</p> <p>(2) 施工する配水管工事等において、水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれ</p>	

<p>が大であるとき。</p> <p>(3) 不正の手段により第5条の認定を受けたとき。</p> <p>(4) 第8条第2項の配水管工更新通知に対し相応の理由なく1年以上回答がなかったとき。</p> <p>2 配水管工の認定を取り消された者が再度認定を申請しようとする場合、次の号により再認定を申請することができる。</p> <p>(1) 前項第2号及び第3号により取り消された者の場合、第5条(追記)の規定によりに申請を行わなくてはならない。</p> <p>(2) 前項第4号により取り消された者の場合、第7条及び第8条の更新に関わる規定により再認定と更新登録を行うことができる。</p>	<p>が大であるとき。</p> <p>(3) 不正の手段により(削除)認定を受けたとき。</p> <p>(4) 第8条第2項の配水管工更新通知に対し相応の理由なく1年以上回答がなかったとき。</p> <p>2 配水管工の認定を取り消された者が再度認定を受けようとする場合、次の号により(削除)申請することができる。</p> <p>(1) 前項第2号及び第3号により取り消された者の場合、第5条及び第6条の規定による。</p> <p>(2) 前項第4号により取り消された者の場合、第7条及び第8条の(削除)規定による。</p>	
<p>(登録証の初回交付)</p> <p>第11条 令和5年3月31日までに配水管工の認定を受けているものは、登録証初回交付申請書(様式10号)を管理者へ提出し、登録証の交付を申請しなければならない。</p> <p>2 令和5年3月31日までに給水管工のみ認定を受けている(追記)ものは、登録証初回交付申請書(様式10号)を管理者へ提出し、登録証の交付を申請しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">(追記)</p>	<p>(登録証の初回交付)</p> <p>第11条 令和5年3月31日までに認定を受けている配水管工のうち、登録証を所持していないものは、登録証初回交付申請書(様式10号)を管理者へ提出(削除)しなければならない。</p> <p>2 令和5年3月31日までに給水管工のみ認定を受けている配水管工のうち、登録証を所持していないものは、登録証初回交付申請書(様式10号)を管理者へ提出(削除)しなければならない。</p> <p>3 管理者は第1項または第2項の規定による申請があった場合は、登録証を交付する。</p>	
<p>附則</p> <p>1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。</p> <p>2 第5条第1項第2号の規定は、令和5年4月1日から令和6年3月31日の期間のみ適用する。</p> <p>3 第5条第1項第3号の規定は、令和5年4月1日から令和6年3月31日の期間のみ適用する。</p> <p>4 第5条第2項第2号のうち配水管工補助員の規定は、令和5年4月1日から令和6年3月31日の期間のみ適用する。</p> <p style="text-align: center;">(追記)</p>	<p>附則</p> <p>1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。</p> <p>2 第5条第1項第2号の規定は、令和5年4月1日から令和6年3月31日の期間のみ適用する。</p> <p>3 第5条第1項第3号の規定は、令和5年4月1日から令和6年3月31日の期間のみ適用する。</p> <p>4 第5条第2項第2号のうち配水管工補助員の規定は、令和5年4月1日から令和6年3月31日の期間のみ適用する。</p> <p>附則 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。</p>	

(旧：令和5年4月1日版)										(新：令和6年4月1日版)					備考
別表 配水管工申請時に必要な書類一覧										別表 (配水管工申請時に必要な書類一覧)					
○：必要 △、▼：どちらか必要 -：不要										○：必要 ×：不要					
手続き時の必要書類 及び資格条件	左記の資格に該当していることを証明するもの の写し	主要工事経歴書 (第3号様式)	顔写真が添付された身分証明書の写し	配水管工補助員届の写し ※	配水管工補助員実績(第2号様式)(2件以上) ※	配水管工補助員として接合中の工事写真(5箇所以上) ※	分水栓穿孔中の工事写真(5箇所以上) ※	水管・分水栓)の受講証の写し	浜松市上下水道部が主催する技術講習会(給水管・分水栓)の受講証の写し	資格条件	資格条件	左記の資格に該当していることを証明するもの の写し	顔写真が添付された身分証明書の写し	日水協認定の耐震継手配水管技能者資格を証明するもの の写し(必須条件)	浜松市上下水道部が主催する技術講習会(給水管・分水栓)の受講証の写し
										(1)または(5)を証明するもの の写し	(7)を証明するもの の写し				
(1) 給興財団認定の給水装置工事配管技能者	○	○	○	△	-	-	-	-	-	△	○	○	○	×	
(2) ※ 促進法第16条に規定する公共職業訓練配管科の課程を修了した者	○	○	○	△	▼	/	▼	▼	△	○	○	○	○	×	
(3) ※ 促進法第24条第1項に規定する都道府県知事の認定を受けた職業訓練配管課の課程を修了した者	○	○	○	△	▼	/	▼	▼	△	○	○	○	○	○	
(4) 促進法第44条に規定する技能検定に配管の職種で合格した者(配管技能士)	○	○	○	△	▼	▼	/	▼	△	○	○	○	○	○	
(5) 給水管工	○	○	○	△	-	-	-	-	△	○	○	○	○	○	
(6) 給興財団認定の給水装置工事主任技術者	○	○	○	/	/	/	○	/	○	○	○	○	○	○	
(7) 日水協認定の耐震継手配水管技能者	○	○	○	-	△	/	△	/	-	○	○	○	○	○	

※ 令和5年4月1日から令和6年3月31日の期間のみ適用

別紙

配水管工認定申請書の添付写真について

令和5年4月1日から令和6年3月31日の期間のみ適用

「浜松市における配水管工に関する要綱」に定める配水管工認定申請書に添付する技術写真について、以下のとおり作業段階ごとの確認ができるものとする。

1. 配水管接続技術写真

要綱第5条第2号に該当することを証する工事写真

配水管工補助員として配水管工による指導の下、接合工事等を行っている下記の表の内、作業段階に記されている一連の流れが分かる工事写真を5箇所以上とする。

(1) 下表の継手形式及び作業段階に記載される各内容を1セットとし、各々2箇所以上の計5箇所以上とする。

	継手形式	作業段階	撮影頻度
1	耐震型 直管(GX形またはNS形)	①清掃・ロッキング(ホルダ等を含む)確認②ゴム輪装着③滑材塗布④接合状況チェック	接合要領書に基づいた、左記の作業段階一連の流れが分かるもの。
2	耐震型 異形管(GX形またはNS形)	①清掃・ロッキング(ストッパを含む)確認②ゴム輪装着③滑材塗布④ボルト・ナット締付⑤接合状況チェック	

(2) 作業は配水管工による指導の下で行っていることが確認できること(配水管工シール等で確認できること)。

(3) 5箇所のうち1箇所以上は、「浜松市監督員」の内いずれかの確認を受け「良」としたものとする。その箇所の添付写真は1枚で可とする。

(4) 黒板には次の内容を記載すること。

工事名 工種 測点 日付 受注者名 補助員氏名 配水管工氏名(登録番号)

(5) 注意点

ア 写真は作業坑内の配管(作業)状況及び配水管工・配水管工補助員の顔が明確に判るよう工夫し撮影すること。

イ (3)に記載の内容について、令和2年6月30日までは従前のもの(「浜松市監督員」の段階確認)とする。

2. 分水栓穿孔技術写真

要綱第5条第2号に該当することを証する工事写真

(1) 分水栓建込工の作業状況について、計5箇所以上とする。

(2) 各箇所とも、①ドレン排水と穿孔状況、②新たに分岐した分水栓の閉栓キャップ締付完了にお

(削除)

<p>ける各作業段階とする。</p> <p>(3) 各作業は配水管工又は給水管工による指導の下で行っている確認ができること。(配水管工シール等で確認できること)</p> <p>(4) 5箇所のうち1箇所以上は、「浜松市監督員」の内いずれかの確認を受け「良」としたものと する。その箇所の添付写真は1枚で可とする。</p> <p>(5) 黒板には次の内容を記載すること。 工事名 工種 測点 日付 受注者名 補助員氏名 配水管工または給水管工の氏名(登録番号)</p> <p>(6) 注意点 ア <u>写真は作業坑内の配管(作業)状況及び配水管工・配水管工補助員の顔が明確に判るよう工夫し撮影すること。</u> イ <u>(4)に記載の内容について、令和2年6月30日までは従前のもの(「浜松市監督員」の段階確認)とする。</u></p>		<p>(削除)</p>	
--	--	-------------	--

(様式2号)

※登録番号

※この欄には記入しないでください
令和 年 月 日

(あて先)

浜松市水道事業及び下水道事業管理者

申請者

配水管工認定申請書

配水管工の認定を得たいので、関係書類を添付のうえ申請します。

(フリガナ)	
氏名	
住所	
連絡先	
会社名	

下記「1~7」の該当する資格等に○印をつけてください。

<input type="checkbox"/>	1 給興財団認定の給水装置工事配管技能者
<input type="checkbox"/>	2 促進法第16条に規定する公共職業訓練配管科の課程を修了した者
<input type="checkbox"/>	3 促進法第24条1項に規定する都道府県知事の認定を受けた職業訓練配管科の課程を修了した者
<input type="checkbox"/>	4 促進法第44条に規定する技能検定に配管の職種で合格した者(配管技能士)
<input type="checkbox"/>	5 給水管工
<input type="checkbox"/>	6 給興財団認定の給水装置工事主任技術者
<input type="checkbox"/>	7 日水協認定の耐震継手配水管技能者

※添付書類(添付した書類に○印をつけてください。)

<input type="checkbox"/>	上記資格を有することを証するもの
<input type="checkbox"/>	配水管工補助員実績(2件以上)
<input type="checkbox"/>	主要工事経歴書
<input type="checkbox"/>	配水管工補助員届の写し
<input type="checkbox"/>	顔写真が添付された身分証明書の写し
<input type="checkbox"/>	配水管工補助員として接合中の工事写真(5箇所以上)
<input type="checkbox"/>	分水穿孔中の工事写真(5箇所以上)
<input type="checkbox"/>	浜松市上下水道部が主催する技術講習会(給水管・分水栓)受講証の写し(年 月 受講)
<input type="checkbox"/>	その他管理者が必要とする書類

(様式2号)

※登録番号

※この欄には記入しないでください
令和 年 月 日

(あて先)

浜松市水道事業及び下水道事業管理者

申請者

配水管工認定申請書

配水管工の認定を得たいので、関係書類を添付のうえ申請します。

(フリガナ)	
氏名	
住所	
個人連絡先	
会社名	
会社連絡先	

下記「1~4」の該当する資格等に○印をつけてください。

<input type="checkbox"/>	1 給興財団認定の給水装置工事配管技能者
<input type="checkbox"/>	2 給水管工
<input type="checkbox"/>	3 促進法第44条に規定する技能検定に配管の職種で合格した者(配管技能士)
<input type="checkbox"/>	4 給興財団認定の給水装置工事主任技術者

※添付書類(添付した書類に○印をつけてください。)

<input type="checkbox"/>	上記資格を有することを証するもの
<input type="checkbox"/>	顔写真が添付された身分証明書の写し
<input type="checkbox"/>	日水協認定の耐震継手配水管技能者を証明する写し(必須条件)
<input type="checkbox"/>	浜松市上下水道部が主催する技術講習会(給水管・分水栓)受講証の写し(年 月 受講)
<input type="checkbox"/>	水道工事に係る技術講習会受講を証する写し(配水管用ポリエチレン管 融着式継手等)
<input type="checkbox"/>	その他管理者が必要とする書類

主要工事経歴書

(年度・工事番号) (工事名) (契約工期)

(削除)

※契約工期については元請でなく「所属会社における契約工期」とすること。

(様式5号)

令和 年 月 日

変更届出書

氏 名 _____

登録番号 _____

住 所 _____

連絡先 _____

勤務先 _____

※ 変更が解るものを添付すること

(様式5号)

令和 年 月 日

(あて先)
浜松市水道事業及び
下水道事業管理者

申請者

変更届出書

浜松市における配水管工に関する要綱第9条に基づき、変更する事項を提出します。

配水管工氏名	
登録番号	

※ 1～6のうち変更する内容に○印を付けて下さい。

	1 氏名 (ふりがな) ※証する写しを添付	
	2 個人連絡先	
	3 所属会社 及び連絡先	
/	技術講習会 の受講等 ※証する写しを添付	4 ダクタイル鉄管耐震継手 (NS形)
		5 ダクタイル鉄管耐震継手 (GX形)
		6 配水用ポリエチレン管融着式継手

(様式 8 号)

令和 年 月 日

(あて先)

浜松市水道事業及び
下水道事業管理者

申請者

配水管工更新申請書

浜松市における配水管工に関する要綱第 8 条第 2 項に基づき、更新申請書を提出します。

(追記)

記

ふりがな 氏名		
登録番号		
(追記) 連絡先		
所属会社名 および連絡先		
技術講習会 の受講等 ※受講証等の 写しを添付 すること	日水協主催 配水管工技能講習会	有・無
	日本ダクタイトイル鉄管協会主催 技術講習会	有・無
	ダクタイトイル鉄管メーカー主催 技術講習会	有・無
	配水用ポリエチレンパイプシステム協会主催 技術講習会	有・無
	水道用ポリエチレン管メーカー主催 技術講習会	有・無
	その他水道工事に関する技術講習会	有・無
	給水工事に関する技術講習会・技術資格	有・無

(様式 8 号)

令和 年 月 日

(あて先)

浜松市水道事業及び
下水道事業管理者

申請者

配水管工更新申請書

浜松市における配水管工に関する要綱第 8 条第 2 項に基づき、更新申請書を提出します。

(提出期限は浜松市上下水道部が主催する技術講習会を受講後 10 日以内)

記

ふりがな 氏名		
登録番号		
個人連絡先		
所属会社名 及び連絡先		
技術講習会 の受講等 ※受講証等の 写しを添付 すること	日水協主催 配水管工技能講習会	有・無
	日本ダクタイトイル鉄管協会主催 技術講習会	有・無
	ダクタイトイル鉄管メーカー主催 技術講習会	有・無
	配水用ポリエチレンパイプシステム協会主催 技術講習会	有・無
	水道用ポリエチレン管メーカー主催 技術講習会	有・無
	その他水道工事に関する技術講習会	有・無
	給水工事に関する技術講習会・技術資格	有・無

(様式 10 号)

令和 年 月 日

(あて先)
浜松市水道事業及び
下水道事業管理者

申請者

登録証初回交付申請書

浜松市における配水管工に関する要綱第 10 条に基づき、申請書を提出します。

記

ふりがな 氏名		
登録番号		
連絡先		
所属会社名 および連絡先		
技術講習会 の受講等 ※受講証等の 写しを添付 すること	日水協主催 配水管工技能講習会	有 ・ 無
	日本ダクタイトイル鉄管協会主催 技術講習会	有 ・ 無
	ダクタイトイル鉄管メーカー主催 技術講習会	有 ・ 無
	配水用ポリエチレンパイプシステム協会主催 技術講習会	有 ・ 無
	水道用ポリエチレン管メーカー主催 技術講習会	有 ・ 無
	その他水道工事に関する技術講習会	有 ・ 無
	給水工事に関する技術講習会・技術資格	有 ・ 無

(様式 10 号)

令和 年 月 日

(あて先)
浜松市水道事業及び
下水道事業管理者

申請者

登録証初回交付申請書

浜松市における配水管工に関する要綱第 11 条に基づき、申請書を提出します。

記

ふりがな 氏名		
登録番号		
個人連絡先		
所属会社名 及び連絡先		
技術講習会 の受講等 ※受講証等の 写しを添付 すること	日水協主催 配水管工技能講習会	有 ・ 無
	日本ダクタイトイル鉄管協会主催 技術講習会	有 ・ 無
	ダクタイトイル鉄管メーカー主催 技術講習会	有 ・ 無
	配水用ポリエチレンパイプシステム協会主催 技術講習会	有 ・ 無
	水道用ポリエチレン管メーカー主催 技術講習会	有 ・ 無
	その他水道工事に関する技術講習会	有 ・ 無
	給水工事に関する技術講習会・技術資格	有 ・ 無